

府中市立南町小学校 いじめ防止基本方針

平成26年10月1日策定
令和元年10月一部改訂 令和6年7月一部改訂

- ・国 いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）
- ・都 いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月策定）
- ・市 府中市いじめ防止基本方針（令和5年1月）

南町小学校の目指す児童の姿と教職員が大切にしていること

児童の姿：「自己の良さを発揮し、かわり、ひびきあい、深め合うことを通して、自他を伸ばしていける子」

教職員が大切にしていること：「一人一人の子どもを大切に、一人一人の子どもを高める学校」

I いじめの未然防止について

1. 校内の相談体制の充実と組織的な対応
 - ・日常的に、全教職員で児童の実態を把握し、共有する。
 - ・「いじめ対策委員会」が中核となって、家庭や地域、専門機関と連携を図りながら、いじめ防止に向けた具体的な取組と啓発等、組織的な対応を行う。
2. 豊かな心と、心の通う人間関係を作る能力の育成
 - ・他者と望ましいコミュニケーションをとりながら活動する場を多く設け子ども自身が自ら考え、学び合い、互いを尊重し合う力を育成する。そのために、授業力の向上と学級経営の充実を目指す。
 - ・道徳をはじめとする全教育活動を通して、児童の自己肯定感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。また、善悪を正しく判断する力を養う。

II いじめの早期発見について

1. 児童の変化へのアンテナの強化
 - ・児童が発する小さなサインにいち早く気づき、児童が誰にでも相談しやすい環境を構築する。
 - ・「いじめ対策委員会」が中心となって、日常的に、全教職員で児童の実態を把握し、得た情報を共有し合い、組織的な対応につなげる。
2. 保護者や地域・関係諸機関との連携
 - ・家庭・地域の声に耳を傾け、情報収集に努める。保護者からの相談に、誠実に対応する。必要に応じて、関係諸機関と連携して問題解決に臨む。
 - ・年に1回セーフティ教室を開き、ネットやSNSの使い方を学び、正しく安全に使用する知識を身に付ける。

いじめ対策委員会メンバー

校長、副校長、生活指導主任、

生活指導部いじめ担当者、特別支援コーディネーター

III いじめの早期対応について

1. 「いじめ対策委員会」を中核とした校内の組織的な対応
 - ・被害児童への対応（安全確保、味方となって支える体制確立、解決に向けての支援）
 - ・加害児童への対応（自己を振り返り、行動を変容させる体制確立と指導）
 - ・周囲の児童への対応（いじめを許さず、伝える勇気の大切さ）
 - ・当該保護者への対応（正確な事実・支援方針・指導方針の説明、現況と変容の報告）
2. 保護者・地域・関係諸機関との連携
 - ・適切な情報の提供を行う。
 - ・家庭や地域での見守り体制、保護者同士のコミュニケーションの強化を働きかける。

IV 重大事態への対処について

1. 「南町小緊急対応会議」を中核とした校内の組織的な対応
 - ・重大事態発生に係る事実関係の調査、教育委員会への報告
 - ・被害児童への対応（安全確保、心のケア、安心できる環境整備と支援）
 - ・加害児童への対応（徹底した指導、背景の理解と心のケア）
 - ・周囲の児童への対応（不安解消、問題解決への支援）
 - ・当該保護者への対応（関係諸機関と連携した適切な対応）
2. 保護者・地域・関係諸機関との連携
 - ・必要に応じて、保護者や地域、関係機関、学識者等で構成した「南町小健全サポートチーム」の支援と協力を仰ぎ、総がかりで解決に向けて取り組む。